

# 鏡石町第2次行政改革大綱

## (集中改革プラン)

計画期間 自 平成18年4月 1日  
至 平成23年3月31日



平成18年3月  
福島県鏡石町

## 鏡石町第2次行政改革大綱（集中改革プラン）の概要

鏡石町の行政改革は、平成7年に策定した「鏡石町行政改革大綱」（鏡石町行政組織見直し大綱）が始まりで、その後、平成11年3月には、労働環境の変化と介護保険制度の導入、地方分権一括法の施行等を受けて、より一層効率的な行政運営を推進する必要に迫られ、「鏡石町行政改革大綱（再策定）」として見直しを行い、さらに、平成15年3月には、地方分権の進展と市町村合併への取り組みとして、新たな視点に立った行財政改革の実施が喫緊の課題となり、「鏡石町第2次行政改革大綱」を策定し、現在に至っている。

第2次行政改革大綱は、地方自治の基本原則である「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを念頭に、「自主性」と「自立」を基本として、10項目の課題解決に向けて積極的に取り組むため、116項目の具体的な実施計画と目標年次を掲げて推進し、これまでに約70%の項目について取り組み成果を挙げてきている。

今回の「鏡石町第2次行政改革大綱（集中改革プラン）」は、国が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定」を受けた取り組みとして、現行の「第2次行政改革大綱（平成15年度－平成19年度）」に見直しを加え、新たな指針との整合性を図りながら、計画期間を平成17年度から平成21年度までの5年間として、2年間延長し、さらに効果あるものとするものであり、より具体的な提案を行うものとする。

平成18年3月

鏡石町行財政改革推進本部

## 鏡石町第2次行政改革(集中改革プラン)の基本方針

### 1. 目 的

地方分権と少子高齢化、高度情報化、住民ニーズの多種多様化など社会経済情勢の変化に対応し、「ほんとうの豊さ」と「ゆとり」が実感できる地域社会の形成のため、行政サービスの向上と経営感覚に立脚した行政経営を図るとともに、鏡石町の持つ地域性とこれまで培ってきた地域の個性を最大限に生かした行政施策を住民ととともに展開する。

特に、社会経済情勢の激しい変化を的確に捉え、新しい時代に則応した住民福祉の向上と生活環境の整備、さらに住民サービスの充実を図るため、町民と行政による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

### 2 計画期間                      平成18年度    —    平成22年度

### 3 重点課題

第2次行政改革大綱(集中改革プラン)をより実効あるものとするため、次の6項目を重点課題として取り組むものとする。

#### (1) 開かれた行政の推進                      ～情報公開の推進～

- ①情報公開条例、個人情報保護条例の適正な運用
- ②行政情報の開示と施策の充実

#### (2) 少子・高齢社会化への対応                      ～子育て支援、生きがい対策の充実～

- ①子育て支援事業の充実
- ②保育所・幼稚園の一元化と民間委託

#### (3) 青少年、男女共同参画社会形成に向けた対応

##### ～青少年健全育成と男女共同参画社会形成～

- ①青少年健全育成事業の充実
- ②男女共同参画計画の策定
- ③地域安全安心施策の充実

(4) 財産管理と関連事業の充実対応 ～公共施設の管理充実～

- ①町有財産（遊休地）の処分
- ②公共施設の効果的管理と指定管理者制度の導入
- ③公共施設の一括管理

(5) 健全財政の確立と行財政改革の推進

～長期財政安定化と職員定数管理～

- ①長期財政安定化に向けた長期財源対策計画の策定
- ②受益者負担の適正化による使用料等の見直し
- ③学校給食及び保育所給食の民間委託
- ④生活バス路線の整理統合
- ⑤各種事業の凍結及び見直しと実施
- ⑥職員駐車場の有料化
- ⑦人事評価システムの構築
- ⑧職員の定数管理と適正化

(6) 地方分権・広域行政への対応 ～自主的かつ主体的な行政確立～

- ①広域行政サービスの効果的活用

## 課題の現状と提案細目

### (1)開かれた行政の推進

### ～情報公開の推進～

#### 【課題の現状】

町では、平成12年4月1日に情報公開条例及び個人情報保護条例を施行、「町民の知る権利」を確保するとともに、個人情報の保護に努めている。

また、「開かれた行政」を目指し、広報広聴事業の充実に努め、これまでの紙ベースの広報に加え、電子情報通信手段の有効活用による「広報かがみいし」「鏡石町議会だより」「町例規集」のホームページ掲載など行政情報の提供に努めている。

#### 【提案事項】

行政情報の開示は、行政への信頼性の確保と各種行政施策の実施にあたって有効な手段ではあるが、使い方を誤ると重大な情報の漏洩、プライバシーの侵害問題へと発展しかねないため、その適正な運用に努める必要がある。

また、進化し続けるIT技術の有効活用により広報広聴事業の充実に努めていくことも大切な施策の一つと言える。

また、公文書の管理については、文書公開に備えて文書分類を行ってはいるものの不十分であることから、全事務事業分野での見直しを行い、徹底した文書分類と管理を行う必要がある。

#### <提案>

- ①情報公開条例、個人情報保護条例の適正な運用
- ②行政情報の開示と施策の充実



### (2)少子・高齢化社会への対応

### ～子育て支援、生きがい対策の充実～

#### 【課題の現状】

少子化の進行や就労女性の増加等に伴い、子どもの養育環境も変化してきていることから、安心して子どもを生み育てられ、次世代を担う子どもたちが明るく健やかに育つことができる環境づくりを目指し、平成16年度に「すこやか子育て子育てプラン（鏡石町次世代育成支援対策行動計画）」を策定し、その対応にあたっている。

なかでも、子育て支援事業として取り組んでいる慢性化する鏡石保育所の待機児童

の解消策としては、平成15年度に定員を115名から140名に増員、さらに平成16年度には保育所分園を開設して、定員を175名に拡充し、保育にあたっているが、年々入所希望が増加し、待機児童の解消には至っていないのが現状であり、早急な対応に迫られている。

また、関連施策として「保育所・幼稚園の一元化と民間委託」についても、抜本的な支援策として期待されており、施設及び職員の有効活用の面からもその対応策の検討が急がれる。

急速に進む高齢化社会に対しては、高齢者に配慮したバリアフリー化した公共施設の整備をはじめ、生きがい活動支援事業、緊急ショートステイ事業、生きがいデイサービス事業などの町単独事業も積極的に取り組んでおり、さらに、高齢者の社会参加機会を増やすなど高齢者の社会生活に果たす役割を示し、生きがいを醸成していくことを検討することが必要である。

#### 【提案事項】

全国的な動向として少子化が進み、さらに人口減少時代を迎えた現在、鏡石町の持つ地域性と恵まれた交通環境を活かし、子育て支援の充実と教育環境・安心した老後の生活をセールスポイントとした鏡石町への定住施策を検討するなど、魅力あるまちづくりに努める必要がある。

慢性化する保育所の待機児童の解消策として、将来を見据えた「保育所と幼稚園の一元化」を目指し、当面は保育所と幼稚園の入所・入園児童の住み分けを行うなどの施策を講じながら、保護者の希望に応え、子育て支援策の充実を図る必要がある。

また、高齢化社会に対応した生きがい対策と介護支援事業については、高齢者の社会参加機会を増やし、その責任を拡大するとともに、介護支援事業については、徹底した予防事の充実に努め、対処療法によることのない予防策に努める。

#### <提案>

- ①少子高齢化社会を背景とした鏡石町への定住施策の策定
- ②子育て支援事業及び児童福祉施策の充実
- ③高齢化社会に対応した生きがい対策事業及び介護支援事業の充実
- ④保育所・幼稚園の一元化と民間委託



### (3) 青少年、男女共同参画社会形成に向けた対応

#### ～青少年健全育成と男女共同参画社会形成～

##### 【課題の現状】

男女共同参画社会基本法は、男女が、お互いの人権を尊重し、お互いの個性を發揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができることを目指し、具体的な行動指針となる「男女共同参画計画」の策定を求めており、本計画の策定が緊要の課題となっている。

また、少子化の進行や就労女性の増加等に伴い、子供の養育環境への住民ニーズも変化し、さらに核家族化の進展は、家庭内での子どもに対する養育意識の希薄化・養育機能低下に繋がっており、さらに、地域社会の無関心や社会環境の悪化など青少年を取り巻く環境は安全で安心して生活できる状況とはいいがたく、自らが地域の安全・安心の確保のために、少子化対策と合わせて家庭・学校・地域が一体となり推進する必要がある。

##### 【提案事項】

法の定めにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるよう配慮するとともに、具体的な行動指針となる「男女共同参画」の目標設定と推進に取り組むものとする。

また、安全で安心して毎日の生活を送るため、家庭・学校・地域の連帯意識を強め、危険な箇所の総点検と改善、青少年健全育成事業の充実に努める。

##### <提案>

- ①青少年健全育成事業の充実
- ②男女共同参画目標の設定と推進
- ③地域安全安心施策の充実



### (4) 財産管理と関連事業の充実対応

#### ～公共施設の管理充実～

##### 【課題の現状】

複雑多様化する住民ニーズに呼応して、図書館・町民プール・陸上競技場・勤労者体育センター・構造改善センター・ふれあいの森・各種公園等数多くの公共施設が設置されている。

その維持管理と運営について見ると、「公共施設管理運営の集中一括管理」として、体育施設と公園緑地の効果的かつ効率的な管理運営に努めており、類似施設の一括管

理について、さらに詰めていく必要がある。

また、町有財産の有効活用に向けた「町遊休財産の処分」については、公有財産処分委員会を組織し、検討を進めている。

#### 【提案事項】

現在、公共施設として管理している全施設について、管理の在り方を検証し、利用者の立場に立ったサービスが提供できるよう、その管理形態等を見直すなど、原点に戻って検討する。

また、平成15年9月の指定管理者制度の創設に伴い、地方自治法の改正前の管理委託制度により管理委託している施設の再点検を含め、指定管理者制度の導入と有効活用を図る。

町有財産のうち遊休地の処分については、処分計画を含めた関係計画及び規定の整備を行い、財源の確保の面からも早急に取り組む必要がある。

#### <提案>

- ①町有財産（遊休地）の処分と有効活用
- ②公共施設の効果的管理と指定管理者制度の導入
- ③公共施設の一括管理

### （５）健全財政の確立と行財政改革の推進

#### ～長期財政安定化と職員定数管理～

#### 【課題の現状】

第2次行政改革大綱「実施計画」に基づき、財政の長期的安定の確立を目標として「中長期財政計画」の見直しを図りながら、経費全般について、徹底的な見直しを行い、節減合理化に努めてきており、一定の成果をあげてきているものの、抜本的な改革とまでは至っていないのが現状である。

今後は、政策、施策、各種事務事業について、「計画」Plan－「実施」Do－「考査」Check－「改善」Actionのサイクルを常に意識し、その効果を検証し、実施状況と結果を公開するよう努めていくことが必要である。

また、本格的な地方分権時代を迎えて、自治体にはこれまでにない変革が求められており、職員が共通の目標を持ち、自らの責任で現状の課題を解決していく能力を備えるよう平成14年3月に策定した「鏡石町人材育成基本方針」により職員研修に取り組み、職員定数管理については、職員定数適正化計画の下、①職員採用、②職員配置、③昇任管理の3項目について、その適正な管理に努めている。

## 【提案事項】

中長期財政計画の見直しを図り、経費全般について、さらに徹底した見直しを行い、節減合理化に努めるとともに、次の各項目を具体的に推進する。

- ①各種事業の評価査定を実施し、全ての事業に終期を設定した事業再評価による事業のスリム化を図る。
- ②補助金及外郭団体の整理合理化を基本に既存団体の設立目的、業務内容、活動の実態、運営状況等について検討を行い、行政としての経費負担のあり方、行政効果等を精査し、統廃合メニュー化等による抜本的な整理合理化を図る。
- ③地方税の課税客体・課税標準の的確な把握、滞納整理の着実な実施により、徴収率の向上を図るとともに、その他の収入についても受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努めるなど、自主財源の確保に努める。
- ④人件費・公債費をはじめとする義務的経費が増加するなどの財政構造の悪化傾向を抑止するために、現下の政策課題に対応した施策の重点的な推進に留意しながら、自主的かつ計画的に財政安定とその適正化を図り、経常経費のうち物件費については、枠上限を設けるものとする。

職員定数管理と人材育成については、平成14年3月に策定した鏡石町人材育成基本方針に基づき、職員研修・組織文化・人事管理の3つの区分に従い取り組むものとする。

「職員研修」は、研修と啓発によって、職員個人の能力の向上を図ろうとするものであり、自己啓発・職場研修・研修所研修（ふくしま自治研修センター・市町村職員研修所等）及び派遣研修を4本柱として、人材の育成に努める。

- ①職員の意識改革や幅広い見識を身に付けた職員の育成を図るため、福島県職員への実務研修生の派遣を行う。
- ②地方分権時代に配慮した政策形成能力や法制執務能力の向上を主眼とした多様な研修機会の提供と研修成果の伝達研修を実施する。
- ③高度で専門的な研修の場の提供及び専門職の派遣を実施する。



「組織文化」は、社会経済の変化や住民ニーズの多様化などに的確に対応していくため、個々の能力と意欲を組織の力として最大限に発揮していくこと、また、関係職場又は職場内でのスムーズな調整が図られていることが必要であることから①住民本位、住民主体意識の徹底、②学習的職場風土づくり、③町民等との交流促進、④職員参加目標を設定した行政運営の4項目を重点に取り組むものとする。

### ①住民本位、住民主体意識の徹底

- ・さわやかさん制度の充実や職場研修ガイドブックを参考に管理監督者による指導、助言に努める。

### ②学習的職場風土づくり

- ・相互啓発的な雰囲気を作り上げるとともに職員提案制度の積極的活用による職員の多彩な発想を引き出し、自主性や資質の向上に努める。

### ③町民等との交流促進

- ・折衝能力や表現能力、コミュニケーション能力の向上に向けた職員研修ともに生涯学習まちづくり「出前講座」を利用し、町民の立場に立った担当業務の再認識と実務研修としての自己啓発を図る。

### ④職員参加目標を設定した行政運営

- ・目標の明確化による事務事業の効率化と「計画」P l a n－「実施」D o－「考査」C h e c k－「改善」A c t i o nのマネジメントサイクルの活用を図る。

「人事管理」は、職員の能力開発そして職場管理の中でも重要な要素であり、①職員採用、②配置管理、③昇任管理の3項目に区分し適正な管理に努める。

#### ①職員採用

- ・予想される大量退職に合わせた計画的な職員採用を実施する。

#### ②配置管理

- ・経歴管理
- ・特定の職務分野に精通した職員の養成
- ・自己申告制度の充実

#### ③昇任管理

- ・能力と実証に基づく昇任制度の充実

さらに、職員定員適正化計画として、計画期間内に大量退職が予定されていることから、計画基準年度（平成17年度）の106名から目標年度である平成22年度末には98名とし、8名（削減率7.6%）の削減を目標とする。

なお、平成22年度以降にあつては、さらなる民間委託と合理化に努め、当面は98名程度の人員として取り組んでいくこととする。



具体的な職員定数管理計画は、次表のとおり。

鏡石町職員定数適正化計画（平成17年度－平成22年度）

部門	区分	17	18	19	20	21	22	合計
一般行政	減員	1	0	1	1	6	4	12
	増員	0	3	0	0	0	2	5
	差引	△1	3	△1	△1	△6	△2	△7
	職員数	68	71	70	69	63	61	61
特別行政 公営企業 等	減員	1	1	0	0	2	0	3
	増員	0	1	0	0	1	0	2
	差引	△1	0	0	0	△1	0	△1
	職員数	38	38	38	38	37	37	37
計	減員	2	1	1	1	8	4	15
	増員	0	4	0	0	1	2	7
	差引	△2	3	△1	△1	△7	△2	△8
	職員数	106	109	108	107	100	98	98

<提案>

- ①長期財政安定化に向けた長期財源対策計画の策定
- ②受益者負担の適正化による使用料等の見直し
- ③学校給食及び保育所給食の民間委託
- ④生活バス路線の整理統合
- ⑤各種事業の凍結及び見直しと実施
- ⑥職員駐車場の有料化
- ⑦人事評価システムの構築
- ⑧職員の定数管理と適正化

（6）地方分権・広域行政への対応

～自主的かつ主体的な行政確立～

【課題の現状】

交通の発達、情報のグローバル化・高度化は、市町村域を越え、広域的日常生活圏が形成されており、平成12年4月に施行された地方分権一括法により、「自ら考え自ら実行する」とした自治体が自主的・主体的に決定し、処理することのできる分野が着実に拡大してきている。

また、「市町村合併」についても、自治体の将来の姿を的確に捉えた判断により、自治体再編が進んでおり、さらにあらゆる分野からの調査研究を行い、情報の提供と町民の総意の下に、時宜を得た適切な判断が出来るよう常に研究を重ねていく必要がある。

#### 【提案事項】

国と地方自治体の役割分担と権限の移譲による地方分権はさらに進むものと予想されており、行政の効率化と経費の効果的配分は、行政に課せられた使命であることから、常に広域行政の在り方や市町村合併による行政運営についての情報収集と研究を進める。



### 3. 今後の推進体制

本大綱に定められた改革事項について集中的実施を図るため、町長を本部長とする行財政改革推進本部の充実を図るとともに、毎年度本大綱の実施状況に関する検証を行い、その結果を同推進委員会に報告し、公表するものとする。